

## 小型車両系建設機械運転技能者

車両系建設機械運転技能者とは、一定の車両系建設機械について運転・操作を行うことを認定する国家資格です。

区分が細かく分かれています。本校で受けることができるのは、**小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）**の運転業務に係る特別教育です。修了すると資格取得になります。

資格を取得すると、機体重量 3t 未満のブルドーザーやトラクターショベル、ドラグショベル、ミニショベル、ホイールローダーなどの運転や操作を行うことができます。

### 講習内容

---

特別教育の履修時間は 13 時間（以上）となっています。

#### 学科（7 時間）

- 走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 — 3 時間
- 作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識 — 2 時間
- 運転に必要な一般的事項に関する知識 — 1 時間
- 関係法令 — 1 時間

#### 実技（6 時間以上）

- 走行の操作
- 作業のための装置の操作及び合図

### 講習日程

---

8 月

### 検定料（テキスト代）

---

10,500 円（テキスト代込み）

### 平成 27 年度の資格取得状況

---

### その他

---

ジュニアマイスターにおいて、小型車両系建設機械運転技能者は 1 点加算の対象です。